

改正

令和6年3月11日羽総総発第17239号

羽村市職員等の公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等から当該職員等の役務提供先である羽村市（以下「市」という。）に対する公益通報に関し必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市政運営における法令遵守をより一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(オにおいて「一般職の職員」という。)及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する市の職員

イ 市と締結した請負契約その他の契約に基づき市の事務事業に従事する役員及び労働者

ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者で、市を役務の提供先とするもの

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が指定した指定管理者が行う管理の業務に従事する役員及び労働者

オ 公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はイからエまでのいずれかの者(イ及びエに規定する役員を除く。)であった者

(2) 通報対象事実 次に掲げる事実で、市の事務事業に関するもの

ア 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項に規定する通報対象事実

イ 法令(条例及び規則を含む。)の規定に違反する事実であって、人の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実(アに該当する事実を除く。)

(3) 公益通報 職員等が不正の目的でなく、市又は第1号アの市の職員について通報対象事実が生じ、まさに生じようとしている旨を市に通報することをいう。

(4) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。

(公益通報者の保護)

第3条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

2 羽村市長（以下「市長」という。）は、公益通報をしたことを理由として当該公益通報をした公益通報者に不利益な取扱いを行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置を行うものとする。

第5条並びに第14条第2項及び第3項の規定に違反した者についても、同様とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が公益通報をしたことを理由として当該公益通報をした公益通報者に不利益な取扱いを行ったときは、副市長は、告発その他適切な措置を行うものとする。

市長が第5条の規定に違反した場合も、同様とする。

(公益通報対応業務に従事する者)

第4条 公益通報対応業務（公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、並びにその是正及び再発防止に必要な措置をとる業務をいう。以下「業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 市長

(2) 第7条第1項に規定する羽村市公益通報処理委員会の委員長、副委員長及び委員並びに事務局の職員

(3) 第3項の規定に基づき、市長が指定した者

2 市長は、業務を総括し、業務従事者を指揮監督する。

3 市長は、必要があると認める場合は、新たに業務従事者を指定することができる。この場合において、市長は対象者に公益通報対応業務従事者指定書（様式第1号）により通知する。

(業務従事者等の責務)

第5条 業務従事者又は業務従事者であった者は、正当な理由なく、公益通報に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるもの（以下「通報者特定事項」という。）を漏らしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第6条 業務従事者は、公益通報に係る通報対象事実について、自ら当事者となっている場合その他の利益相反関係を有する場合は、業務に関与してはならない。

2 前項の場合において、市長が利益相反関係を有するときは、第4条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「副市長」とする。

(羽村市公益通報処理委員会)

第7条 次条各号に掲げる業務を処理するため、羽村市公益通報処理委員会（以下「委員会」とい

う。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長の職にある者
- (2) 副委員長 公益通報担当部長の職にある者
- (3) 委員 公益通報担当課長の職にある者
- (4) 委員 人事担当課長の職にある者

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、公益通報に係る通報対象事実に関係のある職員等を委員会に出席させることができる。

6 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、公益通報に関する事務を所管する課に置く。

（委員会の所掌事項）

第8条 委員会は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 公益通報を受けること。
- (2) 公益通報に係る通報対象事実の調査に関すること。
- (3) 公益通報に係る通報対象事実の是正及び再発防止に必要な措置（以下「是正措置」という。）の検討に関すること。

（公益通報の方法）

第9条 職員等は、委員会に公益通報をすることができる。この場合において、当該公益通報は事務局に公益通報書（様式第2号）を提出する方法により行うものとする。

2 職員等は、前項の規定により公益通報をするときは、原則として実名によらなければならない。ただし、通報対象事実が客観的に証明できる書類がある場合は、この限りでない。

（公益通報の受理等）

第10条 委員会は、公益通報の受理を拒んではならない。ただし、通報対象事実がないことが明らかの場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 委員会は、公益通報があった場合において、当該通報を公益通報として受理したときはその旨を、又は受理しないときはその旨及びその理由を、公益通報者に公益通報受理（不受理）通知書（様式第3号）により通知し、及び市長に報告しなければならない。ただし、公益通報者から当該通知を要しない旨の申出があった場合、その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

(調査等)

第11条 委員会は、公益通報を受理したときは、速やかに通報対象事実の調査を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、職員等に調査の協力を求めることができる。
- 3 前項の協力を求める場合において、調査のため対象者に通報者特定事項を伝える必要があるときは、委員会は、あらかじめ、第4条第3項の規定による指定をするよう市長に依頼するものとする。ただし、第6条第2項の場合は、この限りでない。
- 4 委員会は、第1項の規定により調査を行うときは、その旨及び着手時期を、公益通報者に公益通報調査実施（不実施）通知書（様式第4号。以下「調査通知書」という。）により通知し、及び市長に報告しなければならない。この場合において、前条第2項ただし書の規定を準用する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員会は、調査を行わない正当な理由があるときは、当該調査を行わない旨及びその理由を、公益通報者に調査通知書により通知し、及び市長に報告しなければならない。この場合において、前条第2項ただし書の規定を準用する。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、調査の進捗状況を公益通報者に通知し、及び市長に報告するものとする。

(調査結果の通知等)

第12条 委員会は、前条第1項の調査の結果を、公益通報者に公益通報に係る調査結果通知書（様式第5号）により通知し、及び市長に報告しなければならない。この場合において、第10条第2項ただし書の規定を準用する。

- 2 委員会は、前条第1項の調査の結果により通報対象事実があると認めるときは、前項の報告とあわせて、市長に是正措置の検討結果を報告するものとする。ただし、第6条第2項の場合は、この限りでない。

(是正措置等)

第13条 前条第2項の場合において、市長は、必要な是正措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の是正措置を講じたときは、公益通報に係る是正措置通知書（様式第6号）によりその旨を公益通報者に通知するものとする。この場合において、第10条第2項ただし書の規定を準用する。

(職員等の責務)

第14条 職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に係る通報対象事実の調査に誠実に協力しなければならない。

- 2 前項の調査に協力した職員等その他の公益通報に関する秘密を知り得た職員等は、正当な理由

なく、当該知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 職員等は、公益通報があったこと又は第16条の規定による公益通報に関する相談があったことを知り得た場合において、当該公益通報に係る公益通報者又は公益通報に関する相談をした者を特定しようとする行為をしてはならない。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、職員等による公益通報の件数等を公表するものとする。

(公益通報に関する相談)

第16条 事務局は、公益通報をしようとする者からの当該公益通報に関する相談に応じるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。